

令和5年度 第5回 市長定例記者会見

定例会見

日時：令和5年7月26日（水） 11：30～

会見内容

1. 発表事項

(1) 岐阜市喫茶文化振興事業

「ぎふの喫茶が日本一！お得に、気軽に、ゆったりと！
キャッシュレス応援キャンペーン」参加店舗募集について

経済部 商工課

(2) ブラジル・カンピーナス市、アメリカ・シンシナティ市訪問 岐阜市代表団派遣について

ぎふ魅力づくり推進部 国際課

(3) 南部西事務所における福祉機能の拡充について

市民生活部 市民生活政策課

1- (1) 岐阜市喫茶文化振興事業

「ぎふの喫茶が日本一！お得に、気軽に、ゆったりと！ キャッシュレス応援キャンペーン」参加店舗募集について

1 はじめに

○総務省の2022年の家計調査で、

本市の1世帯あたりの喫茶支出額は全国の県庁所在地及び政令指定都市の中で、
3年連続で一位となった。

単位：円

順位	2020年		2021年		2022年	
	都市名	金額	都市名	金額	都市名	金額
—	全国	5,523	全国	6,212	全国	7,527
1	岐阜市	12,665	岐阜市	12,486	岐阜市	15,616
2	神戸市	8,823	東京都区部	9,543	名古屋市	13,427
3	東京都区部	8,762	名古屋市	9,377	さいたま市	11,112
4	名古屋市	8,732	京都市	8,814	東京都区部	10,829
5	大津市	7,773	堺市	8,646	横浜市	10,202

喫茶代の1世帯当たり年間支出金額（二人以上の世帯）の都道府県庁所在地及び政令指定都市ランキング
引用：総務省「家計調査」

○これを契機として、**本市の喫茶文化を盛り上げていくため、**

- ① 市内外の方に本市の喫茶文化への理解を深めていただき、**シビックプライドの向上並びに更なる需要喚起**を図り、**交流人口の拡大及び誘客促進**、ひいては**本市経済の活性化**へ繋げていくこと、
- ② 市民の皆様にキャッシュレス決済をご利用いただくことや、喫茶店にも新たにキャッシュレス決済を導入いただくことで、**本市のDX推進**に繋げていくこと、
- ③ 本市の喫茶店は地域における高齢者が集う場所や、憩いの場所として活用されていることから、**高齢者の外出を促し、健康の増進及び高齢者のDX推進**を図ること

これらを目的に、

「ぎふの喫茶が日本一！お得に、気軽に、ゆったりと！キャッシュレス応援キャンペーン」を実施する。

○本市の**喫茶文化の定義**について（岐阜県喫茶組合や岐阜商工会議所との協議による）

- ☞ 「気軽に行ける」＋「お得に食べる」＋「ゆったりすごす」ことができる**憩いの場所**である
- ☞ 珈琲等ドリンクの料金で**モーニングサービス**がついてくる
- ☞ **地域コミュニティ**として活用される場所である

2 キャッシュレス応援キャンペーンの内容 (予算規模 1億 200万円(6月補正))

○本事業に参加申込をいただいた市内対象店舗に

において、QRコード方式によるキャッシュレス決済を活用したポイント還元を行う。

実施期間 令和5年11月1日(水)から令和5年12月27日(水)までの
約2か月間

市指定キャッシュレス決済事業者

「PayPay」、「au PAY」、「d払い」。

還元率 最大30% 1回の利用で最大「2,000円相当」、
期間中最大「5,000円相当」が付与。

その他

- ・コーヒーチケットの購入はキャンペーンの対象となるが、
購入店舗での利用に限る。
- ・アルコールについては、
本市が考える喫茶文化の定義に照らし合わせ本キャンペーンの対象外とする。

3 参加店舗の募集

募集期間

- ・あす7月27日(木)から8月31日(木)まで

参加条件

- 参加店舗の条件は以下の①～⑦の要件を全て満たすこと
- ① 岐阜市内で主として珈琲等のドリンクの飲料提供を生業とする喫茶店
 - ② モーニングサービス(メニュー)を実施すること
 - ③ 市が指定するキャッシュレス決済事業者の決済手段導入済み
又は参加申請時で同手段の導入手続き済みであること
 - ④ 時間課金の料金設定をしていないこと(例:漫画喫茶)
 - ⑤ 風営法の適用を受けていないこと
 - ⑥ 暴力団、暴力団員または、これらの者と密接な関係を有する者でないこと
 - ⑦ 本事業の趣旨に賛同し、今後の喫茶文化振興に係る事業等に協力できること

4 まとめ

- ・参加店舗の募集案内は、
本日から市のホームページや市公式SNS(LINE、Facebook、Twitter)で、
お知らせするとともに、8月1日号「広報ぎふ」にも掲載する。
- ・申込は、市のホームページから申込用紙をダウンロードの上、オンラインのほか、
郵送や経済部の窓口で受け付ける。

1-(2) ブラジル・カンピーナス市、 アメリカ・シンシナティ市訪問 岐阜市代表団派遣について

1. 派遣の概要

日程：7/27（木）～ 8/4（金） 9日間

構成：5名（市長、議長、ぎふ魅力づくり推進部長ほか職員2名）

2. 派遣の目的

- ・今年岐阜県人ブラジル移住110周年及びブラジル岐阜県人会創立85周年
 - ・昨年ブラジル・カンピーナス市と姉妹都市提携40周年
 - ・今年アメリカ・シンシナティ市と姉妹都市提携35周年
- 代表団を派遣し、記念行事への参加等を通じて両市・両国の友好促進を図り、今後の都市間交流について覚書を締結

3. 滞在中の活動

(1) カンピーナス市 7/28(金)-7/29(土)

- ・ダリオ・サアジ市長と面談
→今後の都市間交流について意見交換
- ・「平和の鐘」式典にて覚書を締結
- ・カンピーナス市が取り組む持続可能な都市開発について意見交換
- ・学校間交流として、リオ・ブランコ学園を訪問
→藍川中学校及び徹明さくら小学校の児童・生徒が
作成した作品を交換するほか、ICTを活用した教育について意見交換
- ・カンピーナス日伯文化協会との交流



2018年7月

リオ・ブランコ学園での児童・生徒と作品交換の様子



カンピーナス市

(2) サンパウロ市 7/29(土)-7/30(日)

- ・ **ブラジル岐阜県人会創立 85 周年**及び**岐阜県人ブラジル移住 110 周年**を記念し、**サンパウロ市**において、**ブラジル岐阜県人会**や**岐阜県**が主催する**記念行事**に参加
→**現地で活躍する方々**と**情報交換**を行い交流を深める

(3) シンシナティ市 8/1(火)-8/3(木)

- ・ **アフタブ・ピュアヴァル市長**に初めて面会し、今後の都市間交流について**覚書**を締結
- ・ **「平和の鐘」式典**に出席
- ・ シンシナティ経済開発公社 (REDI) を訪問し、**「スタートアップ支援事業」**について意見交換
- ・ シンシナティ市中心部において**市街地再開発**の状況を視察
- ・ シンシナティ・ハミルトン郡公共図書館を訪問し、意見交換
- ・ ノーザンケンタッキー大学を訪問し、意見交換
→高等教育にかかる連携に繋げる



シンシナティ市



訪 問 日 程

月 日		行 程	滞 在 地
7月28日	金	<ul style="list-style-type: none"> ・カンピーナス市役所訪問 ・HIDSプロジェクトについて意見交換 ・リオ・ブランコ学園訪問 ・カンピーナス日伯文化協会主催記念夕食会 	カンピーナス
7月29日	土	<ul style="list-style-type: none"> ・平和の鐘式典 ・ブラジル岐阜県人会関係者との県主催懇談会 	サンパウロ
7月30日	日	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル岐阜県人会創立85周年・岐阜県人ブラジル移住110周年記念式典 ・日本館、移住先没者慰霊碑等訪問 ・岐阜県人会主催懇親会 	サンパウロ
7月31日	月	移動日	シンシナティ
8月1日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・REDIオフィス訪問 ・エデンパーク視察 ・シンシナティ市街地再開発視察 ・フレンドシップパーク視察 	シンシナティ
8月2日	水	<ul style="list-style-type: none"> ・シンシナティ・ハミルトン郡公共図書館訪問 ・シンシナティ市役所訪問 ・ノーザンケンタッキー大学訪問 ・平和の鐘式典 	シンシナティ

1 - (3) 南部西事務所における福祉機能の拡充について

1 目的

本市では、
地域住民サービスの一層の向上を図るため、
都市内分権の推進を図り、
順次、**市内事務所**の**福祉機能を拡充**。

2 南部西事務所の福祉機能拡充

この取り組みは、
平成 30 年度の南部東事務所からスタートし、
今年度、**南部西事務所**における福祉機能拡充により、
全事務所において**完了**。

9月1日（金）から、従来の戸籍などの事務 80 項目に加え、
福祉や保健に関する事務 **45 項目**の取扱いを**新たに開始**し、
計 125 項目の事務を取扱う。

○事務所における機能拡充

事務所	時期
南部東事務所	平成 30 年 9 月
西部事務所	令和元年 9 月
東部事務所	令和 2 年 9 月
北部事務所	令和 3 年 9 月
日光事務所	令和 4 年 9 月
南部西事務所	令和 5 年 9 月（今回）

柳津地域事務所では、
福祉事務所柳津分室において、
福祉に関する事務を取扱っている。

○取扱い事務

①従来の取扱い事務（80 項目）

- ・戸籍、住民基本台帳、印鑑登録関係
- ・国民健康保険加入手続き
- ・税関係証明書発行 など

②新たな取扱い事務（45 項目）

- ・身体障害者手帳の交付申請
- ・福祉医療費受給者証の交付申請
- ・障害福祉サービス利用申請
- ・児童扶養手当の認定請求・証書発行
- ・予防接種券（子ども）の発行 など

一昨年 9 月から、福祉機能拡充に合わせ、
北部事務所を皮切りに、各事務所に「**福祉窓口アテンダント**」を配置。
南部西事務所においても、福祉窓口アテンダントを**選任**。

○市長現地視察及び「福祉窓口アテンダント」任命

日時：令和 5 年 9 月 1 日（金） 8 時 15 分

場所：南部西事務所（岐阜市市橋 2-8-18） ☎（058）272-2021

3 拡充の成果等

これまで福祉機能を拡充してきた事務所では、多くの市民の皆様へ新たなサービスをご利用いただいております。この取り組みが、**年々**、市民の中で**確実に浸透**。

昨年度までに、全事務所において、待合スペースの拡張や車いすに対応した窓口カウンター設置、照明のLED化などの**リノベーション**を実施。**キャッシュレス決済**も全事務所に導入済み。



南部西事務所(リノベ後。右奥に福祉窓口を設置予定)

今回拡充を図る南部西事務所は、全事務所の中で**取扱い件数が最も多い**ことから、来所者の増加に対応するため、**駐車スペースの拡張工事(2台分)**と待合スペースの混雑緩和、及び、利用者のプライバシー確保のため**福祉窓口周辺の整備**を拡充実施までに行う。